

条件書項番			内容	備考
題名			国内募集型企画旅行条件書(共通事項)	
①			この旅行は、エクスペリサス株式会社(以下「当社」といいます。)が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。本書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客さまに交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5の契約書面の一部として取り扱いいます。お申し込みに際しては本旅行条件書を十分にご確認の上、本募集型企画旅行の内容につきご理解いただきますようお願いいたします。	
	1		募集型企画旅行契約	
			(1) 旅行契約の内容・条件は、募集広告(当社ホームページを含みます。)、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。	
			(2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。	
2			お申込みと旅行契約の成立	
			(1) 当社にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、ホームページ又はパンフレットに記載したお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として繰り入れるほか、取消料、違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。	
			(2) 当社は、電話、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らは、お申し込みはなかったものとして取り扱います。	
			(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによります。	
			(4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。この場合、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。	
			(5) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、以下の①ないし④の規定を適用します。	
			① 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。	
			② 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。	
			③ 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。	
			④ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。	
3			ウェイトイングの取扱い	
			(1) 当社は、お申し込みの時点では満席、満室その他の理由で旅行契約を締結できない場合は、お客様の承諾を得て、お客様がお待ちいただける期限を確認した上で、同期限内に当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイトイング」といいます。)をすることがあります。	
			(2) お客様がウェイトイングを希望する場合、当社はお客様がお待ちいただける期間を確認の上、申込書と申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立しておりません。	
			(3) 当社は、(2)の申込金相当額を預り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。	
			(4) 当社が旅行契約の締結を承諾した旨を通知する前にお客様からウェイトイングを解除するお申し出があった場合、又はお待ちいただける期限までにお申し込みを承諾できなかった場合は、当社は申込金相当額を払戻しいたします	
4			申込条件	
			(1) 18歳未満の方が旅行契約を申し込む場合は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。	
			(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。	
			(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も同様とします。	
			(4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。	
			(5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、旅程の一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。	
			(6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。	
			(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。	
			(8) お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要で	
			す。	
			(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。	
			(10) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。	
			(11) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。	
			(12) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。	
			(13) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。	
5			契約書面及び確定書面	
			(1) 当社は旅行契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。	
			(2) 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。	
			(3) 契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。	
			(4) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。	
6			旅行代金の支払い	
			(1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。	
			(2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。	
			(3) 本項(1)及び(2)の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時にご旅行代金全額をお支払いいただく場合がございます。	

条件書項番		内容		備考
7		旅行代金について		
	(1)		旅行代金はホームページ又はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。	
	(2)		「旅行代金」は、申込金、取消料、違約料、及び変更補償金の額の算出の際の基準となります。募集広告等における旅行代金の計算は、旅行代金として表示した金額に、追加代金として表示した金額がある場合はこれを加算し、割引代金として表示した金額がある場合はこれを減算した金額になります。	
8		旅行代金に含まれるもの		
	(1)		旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き電車は普通席、飛行機はエコノミークラスとなります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。	
	(2)		添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。	
	(3)		ホームページ又はパンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。	
9		旅行代金に含まれないもの		
			前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下のとおり例示します。	
	(1)		超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)	
	(2)		宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等	
	(3)		旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費等	
	(4)		クリーニング代、電話代、ホテルやレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料	
	(5)		希望者のみが参加するオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金	
	(6)		運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)	
	(7)		自宅から発着地までの交通費・宿泊費	
	(8)		特別な配慮・処置に要した費用	
	(9)		インターネットを通じたサービス提供による通信料	
10		旅行契約内容の変更		
			当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。	
11		旅行代金の額の変更		
			当社は、旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。	
	(1)		利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。	
	(2)		本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。	
	(3)		第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。	
	(4)		当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、ホームページ又はパンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。	
12		お客様の交替		
	(1)		お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社所定の手数料と共に当社に提出していただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)	
	(2)		契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、当社の業務上の都合により交替をお断りする場合があります。	
13		お客様による旅行契約の解除		
	【1】	旅行開始前		
	(1)		お客様はホームページ又はパンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。	
	(2)		お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。	
		①	第10項に基づき契約内容が変更されたとき。ただしその変更が第20 項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限りま	
		②	第11項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。	
		③	天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。	
		④	当社がお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。	
		⑤	当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。	
	(3)		当社は、本項【1】(1)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。	
	(4)		当社は本項【1】(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。	
	【2】	旅行開始後		
	(1)		旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。	
	(2)		お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限りします。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。	
14		当社による旅行契約の解除		
	【1】	旅行開始前		
	(1)		当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。	
		①	お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。	
		②	お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。	
		③	お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。	
		④	お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。	

条件書項番		内容	備考
	⑤	お客様の人数がホームページ又はパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行にあっては3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。	
	⑥	スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。	
	⑦	天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。	
	⑧	お客様が第4項(10)から(12)までのいずれかに該当することが判明したとき。	
(2)		お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第13項【1】(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。	
(3)		お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第13項【1】(2)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。	
【2】	旅行開始後		
(1)		当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。	
	①	お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。	
	②	お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。	
	③	天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。	
	④	お客様が第4項(10)から(12)までのいずれかに該当することが判明したとき。	
(2)		当社が本項【2】(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。	
(3)		(2)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。	
(4)		当社は、本項【2】(1)①又は③の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。	
15		旅行代金の払い戻し	
		当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項及び第14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。	
16		旅程管理	
(1)		当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行ないます。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。	
	①	お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項(6)の個人旅行プランを除きます。	
	②	本項(1)①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。	
(2)		お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。	
(3)		添乗員同行プランには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。	
(4)		個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。	
17		当社の責任及び免責	
(1)		当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。	
(2)		お客様が次に掲げるような事由により損害を被った場合でも、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。	
	①	天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止	
	②	運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害	
	③	運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止	
	④	官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止	
	⑤	自由行動中の事故	
	⑥	食中毒	
	⑦	盗難	
	⑧	運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮	
(3)		手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。	
(4)		手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の手配を当社に代わって手配する者をいいます。	
18		特別補償	
(1)		当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（1500万円）・後遺障害補償金（1500万円を上限）・入院見舞金（2万円～20万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。	
(2)		当社が前項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。	
(3)		当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施されるオプションツアーのうち、当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、その旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。	
(4)		お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ポプスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。	
19		旅程保証	
(1)		当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①から③までに掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。	※変更補償金表は別シートのとおり
	①	次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）	
	ア	天災地変（旅行日程に支障をもたらす悪天候を含みます。）	
	イ	戦乱	
	ウ	暴動	

条件書項番		内容	備考
	エ	官公署の命令	
	オ	欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止	
	カ	遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供	
	キ	旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置	
	②	第13項及び第14項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更	
	③	ホームページ又はパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。	
(2)		当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。	
(3)		当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。	
(4)		当社はお客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替えて、これと同等以上の物品・サービスの提供をもって補償することがあります。	
20		お客様の責任	
(1)		お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。	
(2)		お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。	
(3)		お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。	
21		通信契約による旅行条件	
		当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、以下の各号に基づき、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。)	
	①	本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。	
	②	申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。	
	③	通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。	
	④	通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。	
	⑤	当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。	
	⑥	インターネットを利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。	
	⑦	お客様の通信機器に本項⑥の記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認します。	
22		個人情報の取扱いについて	
(1)		当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続のため、⑥当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後のご意見、ご感想又はアンケートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のため、に利用させていただきます。	
(2)		当社は、取得した購買履歴やWEBでの閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。	
(3)		本項(1)②、③、④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。	
(4)		当社は、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。	
(5)		お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。	
(6)		一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。	
		個人情報保護管理者 お問い合わせ窓口:増田 和穂 (旅行業務取扱管理者) E-mail: info@xperisus.com	
23		国内旅行保険について	
		ご旅行中に病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものといえない場合があります。これらの費用を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。	
24		その他	
(1)		お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。	
(2)		お客様の便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、旅行参加中に購入した商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取り等は必ずお客様ご自身で行ってください。	
(3)		現地旅行会社等が実施するオプションルツアーは旅程保証の対象とはなりません。	
(4)		旅行中に急な発病、事故等が生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする緊急連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。	
(5)		集合時刻は厳守してください。集合時刻に遅れて参加できない場合の責任は一切負いかねます。	
(6)		事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じてても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。	
(7)		当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。	
25		旅行条件の基準日	
		この旅行条件は、2025年10月1日を基準としています。	